

答 申 第 7 6 号  
( 諮 問 第 7 5 号 )

令和元年（2019年）7月16日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 安 富 潔

平成30年（2018年）11月7日付け鎌総第2160号で諮問のあった  
下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

## 1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）5 月 18 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「深沢地域総合整備事業区域内市有地が新ごみ焼却施設の候補地となったことで、当整備事業内の地権者と打合せ、面談等を実施した記録類」に対して実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）6 月 1 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

## 2 審査請求の主張の要旨

### (1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

#### ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）5 月 18 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「深沢地域総合整備事業区域内市有地が新ごみ焼却施設の候補地となったことで、当整備事業内の地権者と打合せ、面談等を実施した記録類」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）6 月 1 日付け鎌倉市指令深地第 11 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

#### ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）6 月 18 日付けで審査請求を行った。

### (2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

### (3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）6 月 18 日付けで提出した審査請求書、同年 7 月 25 日付けで提出した反論書及び同年 9 月 4 日付けで提出した再反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なか

ったので、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 条例では、地方自治の本旨に即した市政を運営する上において、「市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関し必要な事項を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを目的とする。」と定めていることから、市政における審議の状況や市の情報等についての非公開部分は上記の目的を上回る具体的客観的理由のある場合に極力限定されるよう解釈運用すべきである。

イ 本件処分の非公開部分の内容は条例の定める目的を上回る具体的客観的理由があるかの検討がなされておらず、非公開の範囲が不必要に広げられたものであり、不当である。

### 3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成30年（2018年）7月12日付けで提出した弁明書及び同年8月21日付けで提出した再弁明書並びに平成31年（2019年）4月15日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 第24回深沢地区まちづくり検討部会全体会議事概要及びJ R東日本本社での打合せ議事録並びに権利者対応記録簿に含まれる氏名及び部署等は、特定の個人を識別できるものであり、また、個人の収入及び経済状況等は、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第6条第1号に該当する。
- (2) J R東日本本社での打合せ議事録におけるJ R東日本株式会社とのやりとりのうち、企業の営業情報に関する部分については、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号に該当する。また、同議事録のうち、本市の新焼却施設に係る内容を除く、J R東日本株式会社との打合せ部分については、本市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわ

れるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第3号に該当する。

- (3) 権利者対応記録簿のうち対応記録は、実施機関が検討中の深沢地区土地区画整理事業に関する情報であり、公開することにより当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第4号イに該当する。
- (4) 平成26年8月21日、同年9月16日及び同年11月25日に実施したJR東日本株式会社との打合せ議事録については、平成28年3月28日付け審査会答申第41号（以下「答申第41号」という。）において審査された文書（以下「第41号対象文書」という。）の一部と同一の文書であり、同答申において非公開が妥当であると判断された部分を非公開処分としたものである。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

##### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、鎌倉市が地権者で行った打合せの議事録及び議事概要並びに面談の際の対応記録簿である。

そこで、本件対象文書について、一部公開決定とした実施機関の処分について検討する。

##### (2) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号は、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、東日本旅客鉄道株式会社（実施機関は、JR東日本株式会社と称している）との打合せ議事録には、打合せに参加した者の氏名や役職の記載が認められた。これらについては、参加した個人を識別することが

できる情報と認められることから、条例第6条第1号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 次に、権利者対応記録簿には、面談相手の氏名や面談場所が記載されており、これらは面談を受けた個人を識別することができる情報と認められる。

また、面談内容の中には収入に関する情報や意見の表明に関する記載が認められ、これらは一般的に条例第3条に規定する「個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報」であり、公開されることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものといえる。

よって、条例第6条第1号に規定される「特定の個人を識別することができるもの」及び「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第2号及び第3号該当性について

ア 条例第6条第2号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」や「実施機関の要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開とする旨を規定している。

イ 実施機関は、本件対象文書のうち、一部の文書については、第41号対象文書と同じ文書であることから、答申第41号に従い一部公開決定を行ったと説明する。

ウ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が条例第6条第2号及び第3号に該当すると主張する文書は、第41号対象文書と同じものであり、答申第41号において非公開が妥当とされた部分については、その後の状況に変更がないため、同答申に従って、同条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

エ なお、実施機関は条例第6条第3号にも該当すると主張する

が、同条第3号は「実施機関（中略）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定しているところ、本件対象文書は民間企業である東日本旅客鉄道株式会社との打合せ議事録であり、同号には該当しない。

ただ、条例第6条第3号に該当すると実施機関が主張している部分は、同条第2号に該当していると認められることから、結論として非公開にした判断は妥当である。

(4) 条例第6条第4号イ該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関、（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、「次に掲げるおそれ」として同号イに「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは土地開発公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と定めている。

イ 実施機関は、権利者対応記録について、条例第6条第4号イに該当するため全部非公開としたと主張するが、当審査会が本件対象文書を見分したところ、権利者対応記録には深沢地域整備事業に係る土地所有者への意向調査に係る内容が含まれていた。これらの情報については、実施機関及び土地所有者間で行われた交渉の経緯等が記されているところ、土地所有者との交渉は公開を前提とした内容ではなく、仮に公開されると、土地所有者からの協力が得られなくなるなど交渉の事務に影響を及ぼし、その結果、実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められることから、同条第4号イに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判

断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
H 3 0 / 5 / 1 8	行政文書公開請求書が提出される
6 / 1	行政文書一部公開決定通知書送付
6 / 1 8	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
7 / 1 2	処分庁が弁明書を提出
7 / 2 5	審査請求人が審査庁に反論書を提出
8 / 2 1	処分庁が再弁明書を提出
9 / 4	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
1 1 / 7	審査会に対し諮問
H 3 1 / 4 / 1 5	第 106 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
R 1 / 6 / 2 4	第 108 回審査会で審議
7 / 1 6	答申（答申第 76 号）